

荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則

平成元年12月28日規則第53号

改正

平成 2 年12月20日規則第36号

平成 3 年12月 3 日規則第47号

平成 4 年12月28日規則第40号

平成 5 年10月19日規則第40号

平成 6 年 3 月31日規則第 4 号

平成 6 年10月21日規則第46号

平成 7 年10月24日規則第44号

平成 9 年 3 月21日規則第 3 号

平成10年10月23日規則第64号

平成10年12月28日規則第66号

平成11年 2 月 5 日規則第 2 号

平成11年 6 月14日規則第33号

平成11年12月14日規則第47号

平成12年12月28日規則第75号

平成13年12月25日規則第57号

平成14年 9 月30日規則第57号

平成15年 3 月17日規則第 8 号

平成15年12月11日規則第56号

平成17年 4 月 1 日規則第42号

平成18年 3 月28日規則第26号

平成18年 9 月28日規則第68号

平成20年 3 月26日規則第 9 号

平成20年10月 1 日規則第45号

平成20年12月28日規則第55号

平成24年 7 月 6 日規則第39号

平成24年 7 月31日規則第42号

平成25年12月25日規則第47号

平成26年10月23日規則第43号

平成26年12月26日規則第63号

平成28年3月30日規則第23号

荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成元年荒川区条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(規則で定める児童の障害)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める障害は、別表第1のとおりとする。

(規則で定める児童の状態)

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次のとおりとする。

(1) 児童を監護しない父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(2) 父又は母の配偶者（次条に定める程度の障害の状態にある父又は母を除く。）に養育されているとき。

(規則で定める父又は母の障害)

第4条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める障害は、別表第2のとおりとする。

(規則で定める児童)

第5条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次のとおりとする。

(1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

(2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

(3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(5) 前号に該当するかどうか不明でない児童

(規則で定める法令)

第6条 条例第3条第1項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（規則で定める対象者）

第7条 条例第3条第1項に規定する規則で定める対象者は、健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定に基づくその者の被扶養者であって、前条各号に掲げる法律の規定による医療に関する給付を受けることができないものとする。

（規則で定める施設）

第8条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、条例第6条に規定する対象者及び対象者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、かつ、当該施設に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令による措置によらずに入所している者（以下「利用契約入所者」という。）がいる場合は、条例第3条第2項第2号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除くものとする。）をいう。

（所得の額）

第9条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、別表第3のとおりとする。ただし、次に掲げる児童の養育者にあつては別表第4のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、父又は母がないもの
- (2) 第5条第3号に該当する児童であつて、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第5条第4号に該当する児童（父から認知された児童を除く。）であつて、母が死亡したものの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第5条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第5のとおりとする。

（所得の範囲）

第10条 条例第4条第1項に規定する所得は、前々年の所得のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法

第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。) についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金(次条第1項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。)に係るものを除く。)及び条例第4条に規定するひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。次条第1項において同じ。)に係る所得とする。

(所得の額の計算方法)

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。)、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額及び同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに条例第4条に規定するひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)の合計額から8万円を控除した額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の1に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)

- (3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（父又は母を除く。）については、27万円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）
- (4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円
- (5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額（災害による損害を受けた者に対する所得制限の特例）

第12条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の12月31日までの間は、前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

（医療証の交付申請等）

第13条 条例第5条の規定による申請は、医療証交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であることを証する書類
- (2) 認定調書（別記第2号様式）
- (3) 戸籍の謄本又は抄本
- (4) 世帯の全員の住民票の写し
- (5) ひとり親等及び扶養義務者の前々年の所得の状況を証する書類
- (6) ひとり親等及び扶養義務者等の当該年度の課税の状況を証する書類
- (7) 養育費等に関する申告書

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号から第5号まで及び第7号の書類の添付を省略することができる。

3 区長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、対象者と決定したときは医療証（別記第3号の1様式）を交付する。ただし、そのうち第15条に定める者と決定したときは医療証（別記第3号の2様式）を交付する。また対象者でないと決定したときは医療証交付申請不承認決定通知書（別記第4号様式）により通知する。

（条例第6条第1項の規則で定める額）

第13条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める額は、同条に規定する高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下単に「生活療養標準負担額」という。）を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項又は第2項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第1項各号又は第2項各号に定める者の区分にかかわらず4万4,400円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第3項各号に定める者の区分にかかわらず1万2,000円とする。

（条例第6条第2項の規則で定める者）

第14条 条例第6条第2項に規定する規則で定める者は、ひとり親等及び扶養義務者等が、当該年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者又は区市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）とする。

（一部負担金の減額又は免除）

第15条 区長は、法第69条第1項により、同法施行規則第33条に該当する者については、条例第6条第1項に規定する一部負担金相当額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く。）について、減免することができる。この場合、減免を受けようとする者は、一部負担金減免申請書（別記第5号様式）に同条に該当することを明らかにすることができる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、対象者が同項に規定する要件に該当すると認めるときは、対象者に対して一部負担金減免証明書（別記第6号様式）を交付し、また、

同項に規定する要件に該当しないと認めるときは、一部負担金減免不承認通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

- 3 前項の規定により一部負担金減免証明書の交付を受けた者は、病院等に医療証を提示する際、一部負担金減免証明書を提示しなければならない。

（医療証の有効期限）

第16条 医療証の有効期限は、毎年12月31日までとし、1月1日に更新する。

（医療証の返還）

第17条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を区長に返還しなければならない。

（医療証の再交付）

第18条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、医療証再交付申請書（別記第8号様式）により区長に医療証の再交付を申請することができる。

- 2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その医療証を添えなければならない。

- 3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を区長に返還しなければならない。

（助成の方法の特例）

第19条 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法により対象者に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。
- (2) 法第84条第1項に規定する高額療養費に相当する額として、対象者が病院、診療所若しくは薬局又はその他の者に支払った額から第14条の2に定める額を控除した額を支給するとき。
- (3) 前2号に規定する場合のほか、区長が特に必要があると認めるとき。

- 2 条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、医療助成費支給申請書（別記第9号様式）により区長に申請しなければならない。

- 3 前項の申請には、第1項第1号によるときは療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、区が国民健康保険法による保険者として対象者に係る療養費を支給する場合においては、この限りでない。また、第1項第2号によるときは、第1項第2号に該当することを確認できる書類を添付しなければならない。

（届出）

第20条 条例第9条第1項に規定する届出は、申請事項変更（消滅）届（別記第10号様式）に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第9条第2項に規定する届出は、現況届（別記第10号の2様式）に認定調書並びにひとり親等及び扶養義務者等の前年の所得を証する書類、その所得の課税の状況を証する書類及び養育費等に関する申告書を添えて行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者が児童扶養手当証書を提示するときは、課税の状況を証する書類以外の書類の添付を省略することができる。

3 条例第9条第3項の規則で定める届出は、第三者行為による傷病届（別記第11号様式）により行わなければならない。

（受給資格消滅の通知）

第21条 区長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めるときは、医療費助成制度資格喪失通知書（別記第12号様式）により当該対象者であった者に通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第22条 条例第11条第1項の規則で定める損害賠償の請求権の譲渡は、ひとり親家庭医療助成制度に係る債権譲渡について（別記第13号様式）を区長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第11条第2項の規則で定める通知は、債権譲渡通知書（別記第14号様式）により行うものとする。

（添付書類の省略）

第23条 区長は、この規則により申請書、変更届又は現況届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

附 則

この規則は、平成2年1月4日から施行する。ただし、第17条の規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成2年12月20日規則第36号）

この規則は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成3年12月3日規則第47号）

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成4年12月28日規則第40号）

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成5年10月19日規則第40号）

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第4号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年12月以前の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則（平成6年10月21日規則第46号）

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成7年10月24日規則第44号）

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の東京都荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成9年1月1日から適用する。

附 則（平成10年10月23日規則第64号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第3、別表第4及び別表第5の規定は、平成10年1月1日から適用する。
- 3 この規則の施行の際、改正前の別記第2号様式のトによる用紙で現に残存するものは、所用の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成10年12月28日規則第66号）

この規則は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成11年2月5日規則第2号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年6月14日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月14日規則第47号）

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成12年12月28日規則第75号）

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成13年12月25日規則第57号）

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則別記第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加えなお使用することができる。

附 則（平成14年9月30日規則第53号）

- 1 この規則中第7条及び第13条の2の改正規定は平成14年10月1日から、その他の改正規定は平成15年1月1日から施行する。
- 2 この規則（第7条及び第13条の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成15年1月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加えなお使用することができる。

附 則（平成15年3月17日規則第8号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月11日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月28日規則第26号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第8条第1号の改正は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月28日規則第68号）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定は、平成19年1月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月26日規則第9号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の別記第3号の1様式による医療証で現に効力を有するものは、その有効期限に限り、改正後の別記第3号様式の1による医療証とみなす。
- 3 この規則施行の際、この規則による改正前の別記第1号様式、別記第3号の1様式及び別記第9号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成20年10月1日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月28日規則第55号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日規則第39号）

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成24年7月31日規則第42号）

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日規則第47号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年10月23日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月26日規則第63号）

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第23号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

別表第1（第2条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平行機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢のおや指及び人差し指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢のすべての指を欠くもの
- 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢のすべての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの

15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2（第4条関係）

1 両眼の視力の和が0.04以下のもの

2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

4 両上肢のすべての指を欠くもの

5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

7 両下肢を足関節以上で欠くもの

8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることのできない程度の障害を有するもの

9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時介護を必要とする程度の障害を有するもの

10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

11 傷病が治らないで、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を身体の機能又は精神に有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第3（第9条第1項関係）

| 扶養親族等又は児童の数 | 金額 |
|-------------|--|
| 0人 | 1,920,000円 |
| 1人以上 | 1,920,000円に、当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、同法に規定する特定扶養親族があるときは、当該特定扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額） |

別表第4（第9条第1項関係）

| 扶養親族等又は児童の数 | 金額 |
|-------------|--|
| 0人 | 2,360,000円 |
| 1人 | 2,740,000円 |
| 2人以上 | 2,740,000円に、扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額） |

別表第5（第9条第2項関係）

| 扶養親族等の数 | 金額 |
|---------|--|
| 0人 | 2,360,000円 |
| 1人 | 2,740,000円 |
| 2人以上 | 2,740,000円に、扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額） |

別記第1号様式（第13条関係）

別記第2号様式のア（第13条関係）
別記第2号様式のイ（第13条関係）
別記第2号様式のウ（第13条関係）
別記第2号様式のエ（第13条関係）
別記第2号様式のオ（第13条関係）
別記第2号様式のカ（第13条関係）
別記第2号様式のキ（第13条関係）
別記第2号様式のク（第13条関係）
別記第2号様式のコ、サ（第13条関係）
第3号の1様式（第1面）（表）（第13条関係）
別記第3号の1様式（第1面）（裏）
第3号の1様式（第2面）
第3号の1様式（第3面）
第3号の2様式（第1面）（表）（第13条関係）
別記第3号の2様式（第1面）（裏）
第3号の2様式（第2面）
第3号の2様式（第3面）
別記第4号様式（第13条関係）
別記第5号様式（第15条関係）
別記第6号様式（第15条関係）
別記第7号様式（第15条関係）
別記第8号様式（第18条関係）
別記第9号様式（第19条関係）
別記第10号様式のア（第20条関係）
別記第10号様式のイ（第20条関係）
別記第10号様式のウ（第20条関係）
別記第10号様式のエ（第20条関係）
別記第10の2号様式のア（第20条関係）
別記第10の2号様式のイ（第20条関係）
別記第11号様式（第20条関係）

別記第12号様式（第21条関係）

別記第13号様式（第22条関係）

別記第14号様式（第22条関係）